

病院情報システム調達支援コンサルティング業務委託にかかる

公募型プロポーザル募集要項

市立豊中病院（以下、「当院」とする。）では、地域の中核病院として市民への「心温かな信頼される医療」を提供するため、また安全で質の高い医療の確保のため、平成 21 年（2009 年）に電子カルテシステムと各部門システムを連携した市立豊中病院総合情報通信システム（以下「TOPICS」という。）を導入し、院内の情報化を推進してきた。平成 27 年（2015 年）に TOPICS の更新を行い、さらに令和 2 年（2020 年）に TOPICS の再整備を実施し、社会情勢に応えられる医療情報基盤の確立を継続している。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行により、これまでの生活様式等が大きく変化し、リモートワーク・オンライン決済等の情報技術の活用が社会的に一般化してきており、当院においても診療業務継続のためオンライン診療やオンライン面会の導入等の対応を行ってきている。こうした情報技術を活用した社会変革の流れは、今後もスマートフォンやタブレット等のデバイス、クラウドサービスやソーシャルネットワークサービス（SNS）の普及とともに一層加速していくものと予測され、当院においても、これからのデジタル時代にふさわしい診療業務のあり方や情報基盤の整備が求められている。

こういった背景のもと、次期病院システムで実現すべき方向性を整理するため、現行システムの現状と課題、次期病院システムを検討する上で重要と考える示唆を整理し、次期病院システムにおける重点要素を定義するとともに、「患者さんに寄り添い、質の高い医療を支援する効率的な病院システムの構築」をコンセプトに掲げ、「患者サービスの向上に係る施策」「職員の業務効率化に係る施策」「効果的・安定的なシステム利用に係る施策」を推進することとしたところである。また、将来像の実現にあたり、多数の選択肢から当院の目指す姿に合致する機能・サービスを優先的に導入するため、次期病院システム導入の基本方針を「患者さんに寄り添い、質の高い医療を支援するための機能・サービスの優先的導入」と定め、「患者に向き合う時間の最大化に向けた業務最適化・職員の意識改革」「費用対効果の最大化に向けた製品（パッケージ等）の活用」を基本方針の実現に向けた重要な取組みの 2 本柱として、着実な実現を支えることとしている。

今回、提案システムの評価やシステム構築事業者の選定等の業務について、高度な専門知識と豊富な経験を持つ外部のコンサルタント事業者を加え、業務に有効な助言や技術的支援を得ることを目的とするものである。

1. 募集対象業務

(1) 業務の概要

病院情報システムの再構築を進めるにあたり、調達仕様書・提案依頼書及び選定基準

書の作成及び支援、システム構築事業者の各提案書の評価及び選定支援等とし、業務の詳細は病院情報システム調達支援コンサルティング業務委託基本仕様書のとおり。

(2) 履行場所

市立豊中病院

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年(2024年)10月31日まで

2. 公募型プロポーザル参加事業者

「3. 応募資格要件」に基づき、公募型プロポーザル参加事業者を募集するものとする。

3. 応募資格要件

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすこと。なお、企画提案書の提出後においても、要件を満たさなくなった場合は、応募者の参加を認めません。

- (1) 過去10年以内に、500床以上の病院での電子カルテシステムを含む病院システムの更新に係るコンサルティング業務を受注した実績が1件以上あること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含みます。)
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

4. 提案価格

コンサルティング費用の上限額 6,930 千円(消費税及び地方消費税込み、旅費等に係る一切の費用を含む。)として見積書を提出すること。

提案価格は、基本仕様書の要件を満たす提案を各社がそれぞれコンサルティング可能で実現性を伴う提案であることとし、各社がそれぞれ実現するのに必要な費用を含み、見積書に記載すること。契約に必要な正式な見積書は、業者選定後に改めて提出を依頼することとする。ただし、今後の打ち合わせにおいて生ずる経費は、今回提案した見

積金額を本事業の上限として全ての対応を行うものとする。また、提示された見積金額は、選定上の価格評価に使用する。

5. 実施スケジュール

手続き等の実施スケジュールは以下のとおり。なお、下記スケジュールは予定であるため、変更が生じる場合は、ホームページ等により公表する。

項目	日程
実施要領等の公示	令和6年(2024年)2月16日(金)
質問事項の受付期限(電子メール)	令和6年(2024年)2月22日(木)午後5時15分まで
質問事項の回答(病院ホームページ)	随時 最終回答:令和6年(2024年)2月27日(火)
企画提案書等の提出期限(持参又は郵送)	令和6年(2024年)3月14日(木)
参加資格の確認(書類審査) ※4社以上の場合は第1次審査を行う。	令和6年(2024年)3月18日(月)から3月19日(火)
第1次審査結果通知(メール及び郵送) ※第1次審査を実施した場合のみ	令和6年(2024年)3月21日(木)
第2次審査実施通知(メール及び郵送)	
第2次審査(プレゼンテーション)	令和6年(2024年)3月26日(火)
審査結果通知(メール及び郵送)	令和6年(2024年)3月27日(水)
最終審査結果の公表(病院ホームページ)	令和6年(2024年)4月初旬までに公表
契約日	令和6年(2024年)4月初旬頃(予定)

6. 応募方法

(1) 提出書類の種類

No	提出書類の内容	様式について
①	プロポーザル参加表明書	様式1
②	入札参加停止措置等状況調書	様式2
③	業務経歴書	様式3
④	実施体制	様式4
⑤	見積書	任意様式
⑥	企画提案書 ※別添の「提案課題」に対応した提案書を提出すること。	任意様式

(2) 提出部数

正本1部、副本8部、電子記録媒体(CD-RまたはDVD-Rに提出様式のデータを全て入力したもの)1部

(3) 提出期限

令和6年(2024年)3月14日必着(持込みの場合は午後5時まで)

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

(4) 提出方法

問い合わせ先への事前連絡の上、持参、郵送、宅配便のいずれかで提出すること。

(5) 提出先

市立豊中病院 管理棟4階 医療情報室
豊中市柴原町4-14-1

(6) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

7. 選定方法

提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優れた提案事業者を優先契約候補事業者として選定します。ただし、評価項目の配点が50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先契約候補事業者としません。

(1) 審査手順

病院情報システム調達支援コンサルティング業務受託事業者選定委員会にて審査を行います。提案者が4社以上の場合は、第一次審査(書類審査)を実施し、上位3社を第二次審査の対象とします。なお、応募が3社以下の場合は第一次審査を省略し、全ての提案者を第二次審査の対象とします。

第二次審査(プレゼンテーション)では、提出書類とプレゼンテーションの総合評価にて審査を行います。プレゼンテーションは以下の内容のとおりです。

- ・本業務を実際に行う予定の主任担当者の出席を必須とし、参加者は4名以内とする。また、主要なプレゼンターは主任担当者が務めること。

- ・各提案者の持ち時間は30分を上限とし、また質疑応答を15分程度行うものとする。

・留意事項

- ① パソコン、プレゼンテーション用のデータは提案者が用意すること。なお、プロジェクターは当院が用意する。(D-Sub又はHDMI接続)
- ② 企画提案書の内容に沿ったプレゼンテーションを行うこと。企画提案書に記載のない追加提案がある場合は、審査委員が明確に分かるよう説明を行うこと。
- ③ プレゼンテーション会場での追加資料の配布は認めない。必要なものは全て企画提案書にあらかじめ記載すること。

(2) 評価項目

項目	配点	評価のポイント
1. 実績・体制	25%	・提案者の業務実績件数 ・主任担当者の経験件数及び資格 について審査・評価を行う。
2. 価格	25%	コンサルタント業務トータル費用について評価する。
3. 提案内容	50%	・プレゼンテーション能力 ・本コンサル業務に対する基本的な考え方 ・本コンサル業務の管理手法 ・調達仕様書の作成に係る手法 ・再構築費用の抑制に向けての調整方法 ・事業者選定方針の策定に向けた調整手法 ・選定基準書の策定に向けた分析・比較・評価手法 について審査・評価を行う

※公示開始日から過去3年以内の処分歴などがある場合は、減点の対象とします

(3) 最終審査結果の公表

最終審査結果は令和6年(2024年)4月初旬までに当院のホームページで公表します。
公表内容は以下のとおりです。

- ・優先契約候補事業者の相手方と評価点
- ・全提案事業者の名称(申込み順)
- ・全提案事業者の評価点(評価点順)
- ・優先契約候補事業者の選定理由(講評ポイント)
- ・審査委員会委員の氏名及び選任理由

8. 失格事由

応募者に次の行為があった場合は、失格とします

- (1) 病院情報システム調達支援コンサルティング業務受託事業者選定に係る選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 優先契約候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費(提案書の作成及び提出に関する費用等)は、応募者の負担とします。
- (2) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- (3) 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じ

ません。

- (4) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、当院がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (5) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに当院医療情報室まで文書で通知してください。また、取り下げによる不利益な取り扱いはしません。
- (6) 質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。

10. 業務契約の締結について

提案の内容と当院の意向について契約交渉を行った上、合意（予算の範囲内で適正な業務が行えると判断される場合）が得られた時点で随意契約による契約を行います。

ただし、この交渉が不調に終わったときは、次の順位の提案者を優先契約候補事業者として同様の交渉を行うこととします。

また、契約は次の条件で行うものとします。

- (1) 審査の結果、優先契約候補事業者として選定された場合であっても、提案に虚偽の記載若しくは重大な瑕疵等があった場合又は、「3. 応募資格要件」に抵触するに至った場合は、選定を取り消すことがあります。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも、同様に決定を取り消すことがあります。
- (2) 企画提案書に記載がなくても、「第二次審査（プレゼンテーション）」の中での提案者からの回答は当該企画提案書に含むものとし、回答内容に虚偽があった場合は優先契約候補事業者としての選定を取り消します。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市病院事業会計規程に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこととする。（受託者が同規定第56条の契約保証金の納付の免除の規程に該当する場合は除く）
- (4) 随意契約による契約を行うにあたっては、豊中市随意契約ガイドラインに基づくものとします。

11. その他

- (1) 応募者は、本案件の選定結果後に選定結果または本募集要項の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (2) 本募集要項に定めのない事項は、発注者と受注者両者の協議により決定します。

12. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒560-0022 豊中市柴原町4-14-1

市立豊中病院 医療情報室（担当：佐々木（補佐）、橋田）

TEL 06-6843-0101

E-mail info@chp.toyonaka.osaka.jp